



発行 新潟県

**第 67 号**

平成28年8月30日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 918 新潟県議会 9 月定例会の招集（政策課）
- 919 産業立地促進地域の指定（産業立地課）
- 920 農用地利用配分計画の認可（地域農政推進課）
- 921 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 922 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 923 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 924 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 925 公共測量の実施通知（監理課）
- 926 道路の区域変更（道路管理課）
- 927 道路の供用開始（道路管理課）
- 928 廃川敷地等の発生（河川管理課）
- 929 海岸保全基本計画の変更（河川管理課）
- 930 海岸保全基本計画の変更（河川管理課）
- 931 海岸保全基本計画の変更（河川管理課）
- 932 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）

公 告

- 特定調達契約の落札者等（情報政策課）
- 公聴会の開催（都市政策課）
- 公聴会の開催（都市政策課）
- 公聴会の開催（都市政策課）
- 公聴会の開催（都市政策課）
- 公聴会の開催（都市政策課）
- 公聴会の開催（都市政策課）
- 一般競争入札の実施（出納局会計検査課）
- 特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）

病院局告示

- 6 新潟県の設置する病院の診療科目の指定の一部改正（病院局業務課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

教育委員会公告

- 総合評価一般競争入札の実施（保健体育課）

公安委員会規則

- 10 新潟県警察組織規則の一部を改正する規則（警務課）



地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、新潟県議会 9 月定例会を平成28年 9 月 6 日午後 1 時新潟県議会議場に招集する。

平成28年 8 月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

◎新潟県告示第919号

新潟県産業立地を促進するための県税の特例に関する条例（平成15年新潟県条例第23号）第2条第3項の規定により、産業立地促進地域を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、産業労働観光部産業立地課において縦覧に供する。

平成28年 8 月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

産業立地促進地域の名称	区 域	指 定 年 月 日
津久野工業団地	南魚沼市津久野下新田字江端の一部 南魚沼市津久野字白欠の一部 南魚沼市津久野字大原の一部 南魚沼市津久野字三国川島の一部 南魚沼市宮字西原の一部 南魚沼市宮字浦ノ島の一部	平成28年 8 月23日

◎新潟県告示第920号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成28年 8 月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	1 者	佐々木上野942番 2 ほか 7 筆 1.1ha
聖籠町	6 者	諏訪山川端207番 1 ほか 61 筆 5.4ha
見附市	1 者	太田町中尾1431番 1 ほか 2 筆 0.3ha
魚沼市	12 者	田川岡田545番 3 ほか 92 筆 10.0ha
十日町市	3 者	中条沓切り丙2469番 2 ほか 8 筆 2.4ha
妙高市	1 者	坂口新田谷内226番 1 ほか 12 筆 0.7ha
糸魚川市	6 者	田中中条前3187番 ほか 52 筆 6.2ha
佐渡市	8 者	窪田1192番 1 ほか 27 筆 6.3ha
合 計	38 者	269 筆 32.4ha

2 認可年月日

平成28年 8 月29日

◎新潟県告示第921号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成28年 8 月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
青野	農用地保全施設整備（ため池等整備「老朽ため池」）事業	上越市	平成 27 年 10 月 2 日

◎新潟県告示第922号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事

が完了した。

平成28年8月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
土居	農用地保全施設整備（ため池等整備「老朽ため池」）事業	上越市	平成28年1月20日

### ◎新潟県告示第923号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営農業用排水施設整備・農用地保全施設整備・区画整理（中山間地域総合整備）事業に係る換地計画を定めたので、平成28年8月31日から平成28年9月29日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年8月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業主体名	地区名（換地区名）	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	西山内郷（別山）	換地計画書の写し	柏崎市役所

#### 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

#### 2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

### ◎新潟県告示第924号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営区画整理（経営体育成基盤整備「面的集積型」）事業に係る換地計画を定めたので、平成28年8月31日から平成28年9月29日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成28年8月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	高田北部	換地計画書の写し	柏崎市役所

#### 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

#### 2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったこ

とを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

- (3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第925号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局湯沢砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成28年 8 月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（地形測量）
- 2 作業期間 平成28年 8 月19日から平成29年 1 月20日まで
- 3 作業地域 南魚沼市蛭窪、長崎  
南魚沼郡湯沢町土樽  
中魚沼郡津南町大赤沢

◎新潟県告示第926号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年 8 月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 405号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
中魚沼郡津南町大字秋成9126番1から 同郡同町大字秋成7239番1まで	新	(A)5.8～12.2メートル	189.4メートル
		(B)7.0～20.4メートル	208.2メートル
	旧	5.8～12.2メートル	189.4メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第927号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年 8 月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 一般国道 405号
- 2 供用開始の区間  
中魚沼郡津南町大字秋成9126番1から同郡同町大字秋成7239番1まで
- 3 供用開始の期日 平成28年 8 月30日

**◎新潟県告示第928号**

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部において縦覧に供する。

平成28年8月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 河川の名称  
一級河川信濃川水系能代川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成28年8月30日
- 3 廃川敷地等の位置  
五泉市西四ツ屋字住吉田765番10から同765番7まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 2,896.69平方メートル

**◎新潟県告示第929号**

海岸法（昭和31年法律第101号）第2条の3第7項の規定により新潟北沿岸海岸保全基本計画（平成15年5月新潟県告示第1131号）を変更したので、当該変更後の海岸保全基本計画（又はその写し）を新潟県農林水産部漁港課、土木部河川管理課、交通政策局港湾整備課、村上地域振興局地域整備部、新発田地域振興局地域整備部、新潟地域振興局地域整備部、長岡地域振興局地域整備部与板維持管理事務所、柏崎地域振興局地域整備部、上越地域振興局地域整備部、新潟地域振興局新潟港湾事務所、上越地域振興局直江津港湾事務所において縦覧に供する。

平成28年8月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

**◎新潟県告示第930号**

海岸法（昭和31年法律第101号）第2条の3第7項の規定により佐渡沿岸海岸保全基本計画（平成15年5月新潟県告示第1132号）を変更したので、当該変更後の海岸保全基本計画（又はその写し）を新潟県農林水産部漁港課、土木部河川管理課、交通政策局港湾整備課、村上地域振興局地域整備部、佐渡地域振興局地域整備部（相川合同庁舎）、同部（港湾空港庁舎）において縦覧に供する。

平成28年8月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

**◎新潟県告示第931号**

海岸法（昭和31年法律第101号）第2条の3第7項の規定により富山湾沿岸海岸保全基本計画（平成15年5月新潟県告示第1133号）を変更したので、当該変更後の海岸保全基本計画（又はその写し）を新潟県農林水産部漁港課、土木部河川管理課、交通政策局港湾整備課、上越地域振興局地域整備部、糸魚川地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成28年8月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

**◎新潟県告示第932号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成28年8月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
  - ・種類 新潟都市計画地区計画（新潟市決定）
  - ・名称 舟戸地区地区計画
- 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局都市政策課

## 公 告

## 特定調達契約の落札者等について（公示）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公示する。

平成28年 8 月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 調達件名及び数量  
新潟県給与システム用サーバ機器等一式（その2）の借上げ 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県総務管理部情報政策課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 落札者決定日  
平成28年 8 月23日
- 4 落札者の氏名及び住所  
日立キャピタル株式会社  
東京都港区西新橋1丁目3番1号
- 5 落札金額  
32,477,760円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告日  
平成28年 7 月 1 日
- 8 落札方法  
最低価格

## 公聴会の開催について（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、村上圏域広域都市計画マスタープランの素案について、次のとおり公聴会を開催する。

平成28年 8 月30日

新 潟 県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 公聴会の日時  
平成28年10月7日（金）午後7時から
- 2 公聴会の開催場所  
村上市岩船3270番地  
村上市民ふれあいセンター研修会議室
- 3 事案の概要  
広域都市計画マスタープランは、県内を7つの圏域に分けた広域圏が対象の「圏域計画」と、広域圏に含まれる各都市計画区域が対象の「都市計画区域マスタープラン」で構成する、広域的な都市づくりの方針を示すもの。村上圏域には、村上市、関川村及び粟島浦村が含まれる。
- 4 素案の縦覧  
新潟県村上地域振興局地域整備部計画調整課、村上市都市計画課、関川村建設環境課及び粟島浦村産業振興課において、9月20日（火）まで縦覧に供する。
- 5 公聴会に出席して意見を述べることができる者  
村上市、関川村及び粟島浦村の住民並びに利害関係者
- 6 公述申出の方法  
素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事宛の書面を公述申出先へ提出することにより申出を行う。
- 7 公述申出期限

平成28年9月20日(火)(必着のこと。)

#### 8 公述申出先

- (1) 村上市田端町6番25号(〒958-8585)  
新潟県村上地域振興局地域整備部計画調整課  
電話 0254-52-7966
- (2) 村上市三之町1番1号(〒958-8501)  
村上市都市計画課  
電話 0254-53-2111
- (3) 関川村大字下関912番地(〒959-3292)  
関川村建設環境課  
電話 0254-64-1479
- (4) 粟島浦村字日ノ見山1513番地11(〒958-0061)  
粟島浦村産業振興課  
電話 0254-55-2111

#### 9 公述人の決定

公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。

#### 10 費用負担

公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。

#### 11 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。

なお、会場への入室は、午後6時30分から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の50名になり次第終了する。

#### 12 公聴会の中止

公述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あらかじめ問合せ先へ確認すること。

#### 13 問合せ先

新潟市中央区新光町4番地1(〒950-8570)  
新潟県土木部都市局都市政策課  
電話 025-280-5429

---

#### 公聴会の開催について(公告)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、新潟圏域広域都市計画マスタープランの素案について、次のとおり公聴会を開催する。

平成28年8月30日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

#### 1 公聴会の日時

平成28年10月9日(日)午後2時から

#### 2 公聴会の開催場所

新潟市中央区礎町通3ノ町2086番地  
クロスパルにいがた交流ホール

#### 3 事案の概要

広域都市計画マスタープランは、県内を7つの圏域に分けた広域圏が対象の「圏域計画」と、広域圏に含まれる各都市計画区域が対象の「都市計画区域マスタープラン」で構成する、広域的な都市づくりの方針を示すもの。新潟圏域には、新潟市、新発田市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町及び阿賀町が含まれる。

#### 4 素案の縦覧

新潟県新潟地域振興局地域整備部計画調整課、新潟県新潟地域振興局新津地域整備部計画調整課、新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所土木整備課、新潟県新発田地域振興局地域整備部計画調整課、新潟市都市政策部都市計画課、新発田市地域整備課、五泉市都市整備課、阿賀野市産業建設部建設課、胎内市地域整備課、聖籠町ふるさと整備課及び阿賀町建設課において、9月20日(火)まで縦覧に供する。

- 5 公聴会に出席して意見を述べることができる者  
新潟市、新発田市、五泉市、阿賀野市、胎内市、聖籠町及び阿賀町の住民並びに利害関係者
- 6 公述申出の方法  
素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事宛の書面を公述申出先へ提出することにより申出を行う。
- 7 公述申出期限  
平成28年 9 月20日(火)(必着のこと。)
- 8 公述申出先
  - (1) 新潟市中央区川岸町 3 丁目18番 1 号(〒951-8575)  
新潟県新潟地域振興局地域整備部計画調整課  
電話 025-231-8327
  - (2) 新潟市秋葉区新津4524-1(〒956-0031)  
新潟県新潟地域振興局新津地域整備部計画調整課  
電話 0250-24-9674
  - (3) 阿賀町津川1861-1(〒959-4402)  
新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所土木整備課  
電話 0254-92-0966
  - (4) 新発田市豊町 3 丁目 3 番 2 号(〒957-8511)  
新潟県新発田地域振興局地域整備部計画調整課  
電話 0254-26-9653
  - (5) 新潟市中央区学校町通 1 番町602番地 1(〒951-8550)  
新潟市都市政策部都市計画課  
電話 025-226-2679
  - (6) 新発田市中央町 4 丁目10番 4 号(〒957-8686)  
新発田市地域整備課  
電話 0254-26-3555
  - (7) 五泉市太田1094番地 1(〒959-1692)  
五泉市都市整備課  
電話 0250-43-3911
  - (8) 阿賀野市岡山町10番15号(〒959-2092)  
阿賀野市産業建設部建設課  
電話 0250-61-2480
  - (9) 胎内市新和町 2 番10号(〒959-2693)  
胎内市地域整備課  
電話 0254-43-6111
  - (10) 聖籠町大字諏訪山1635番地 4(〒957-0192)  
聖籠町ふるさと整備課  
電話 0254-27-1961
  - (11) 阿賀町津川580番地(〒959-4495)  
阿賀町建設課  
電話 0254-92-5765
- 9 公述人の決定  
公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。
- 10 費用負担  
公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。
- 11 公聴会の傍聴  
公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。  
なお、会場への入室は、午後 1 時30分から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の40名になり次第終了する。
- 12 公聴会の中止



公述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あらかじめ問合せ先へ確認すること。

## 13 問合せ先

新潟市中央区新光町4番地1 (〒950-8570)  
新潟県土木部都市局都市政策課  
電話 025-280-5429

---

**公聴会の開催について (公告)**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、県央圏域広域都市計画マスタープランの素案について、次のとおり公聴会を開催する。

平成28年8月30日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 公聴会の日時

平成28年10月4日(火) 午後7時から

## 2 公聴会の開催場所

三条市南四日町二丁目10番3号  
嵐南公民館大集会室

## 3 事案の概要

広域都市計画マスタープランは、県内を7つの圏域に分けた広域圏が対象の「圏域計画」と、広域圏に含まれる各都市計画区域が対象の「都市計画区域マスタープラン」で構成する、広域的な都市づくりの方針を示すもの。県央圏域には、三条市、加茂市、燕市、弥彦村及び田上町が含まれる。

## 4 素案の縦覧

新潟県三条地域振興局地域整備部計画調整課、三条市建設部建設課、加茂市都市計画課、燕市都市整備部都市計画課、弥彦村建設企業課及び田上町地域整備課において、9月14日(水)まで縦覧に供する。

## 5 公聴会に出席して意見を述べることができる者

三条市、加茂市、燕市、弥彦村及び田上町の住民並びに利害関係者

## 6 公述申出の方法

素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事宛の書面を公述申出先へ提出することにより申出を行う。

## 7 公述申出期限

平成28年9月14日(水)(必着のこと。)

## 8 公述申出先

- (1) 三条市興野1丁目13番45号 (〒955-0046)  
新潟県三条地域振興局地域整備部計画調整課  
電話 0256-36-2308
- (2) 三条市旭町2丁目3番1号 (〒955-8686)  
三条市建設部建設課  
電話 0256-34-5714
- (3) 加茂市幸町2丁目3番5号 (〒959-1392)  
加茂市都市計画課  
電話 0256-52-0080
- (4) 燕市吉田西太田1934番地 (〒959-0295)  
燕市都市整備部都市計画課  
電話 0256-77-8263
- (5) 弥彦村大字矢作402番地 (〒959-0392)  
弥彦村建設企業課  
電話 0256-94-1022
- (6) 田上町大字原ヶ崎新田3070番地 (〒959-1503)  
田上町地域整備課  
電話 0256-57-6223

- 9 公述人の決定  
公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。
- 10 費用負担  
公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。
- 11 公聴会の傍聴  
公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。  
なお、会場への入室は、午後6時30分から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の60名になり次第終了する。
- 12 公聴会の中止  
公述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あらかじめ問合せ先へ確認すること。
- 13 問合せ先  
新潟市中央区新光町4番地1(〒950-8570)  
新潟県土木部都市局都市政策課  
電話 025-280-5429

---

#### 公聴会の開催について(公告)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、中越圏域広域都市計画マスタープランの素案について、次のとおり公聴会を開催する。

平成28年8月30日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 公聴会の日時  
平成28年10月2日(日)午後2時から
- 2 公聴会の開催場所  
長岡市千歳1丁目3番100号  
長岡市消防本部庁舎研修室
- 3 事案の概要  
広域都市計画マスタープランは、県内を7つの圏域に分けた広域圏が対象の「圏域計画」と、広域圏に含まれる各都市計画区域が対象の「都市計画区域マスタープラン」で構成する、広域的な都市づくりの方針を示すもの。中越圏域には、長岡市、柏崎市、小千谷市、見附市、出雲崎町及び刈羽村が含まれる。
- 4 素案の縦覧  
新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課、新潟県長岡地域振興局地域整備部小千谷維持管理事務所業務課、新潟県柏崎地域振興局地域整備部計画調整課、長岡市都市整備部都市計画課、アオーレ長岡東棟情報ラウンジ、柏崎市都市整備部都市政策課、小千谷市建設課、見附市建設課、出雲崎町建設課及び刈羽村産業政策課において、9月12日(月)まで縦覧に供する。
- 5 公聴会に出席して意見を述べることができる者  
長岡市、柏崎市、小千谷市、見附市、出雲崎町及び刈羽村の住民並びに利害関係者
- 6 公述申出の方法  
素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事宛の書面を公述申出先へ提出することにより申出を行う。
- 7 公述申出期限  
平成28年9月12日(月)(必着のこと。)
- 8 公述申出先
  - (1) 長岡市沖田2丁目173番地2(〒940-8567)  
新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課  
電話 0258-38-2619
  - (2) 小千谷市城内2丁目8-28(〒947-0028)  
新潟県長岡地域振興局地域整備部小千谷維持管理事務所業務課  
電話 0258-83-0847

- (3) 柏崎市三和町 5-55 (〒945-8558)  
新潟県柏崎地域振興局地域整備部計画調整課  
電話 0257-21-6321
- (4) 長岡市大手通 2 丁目 6 番地フェニックス大手イースト内 (〒940-0062)  
長岡市都市整備部都市計画課  
電話 0258-39-2225
- (5) 長岡市大手通 1 丁目 4 番地10 (〒940-8501)  
アオーレ長岡東棟情報ラウンジ (土日受付)  
電話 0258-39-7510
- (6) 柏崎市中央町 5 番50号 (〒945-8511)  
柏崎市都市整備部都市政策課  
電話 0257-21-2298
- (7) 小千谷市城内 2 丁目 7 番 5 号 (〒947-8501)  
小千谷市建設課  
電話 0258-83-3514
- (8) 見附市昭和町 2 丁目 1 番 1 号 (〒954-8686)  
見附市建設課 (土日は1階宿直室にて受付)  
電話 0258-62-1700
- (9) 出雲崎町大字川西140番地 (〒949-4392)  
出雲崎町建設課  
電話 0258-78-2296
- (10) 刈羽村大字割町新田215番地 1 (〒945-0397)  
刈羽村産業政策課  
電話 0257-45-3913
- 9 公述人の決定  
公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。
- 10 費用負担  
公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。
- 11 公聴会の傍聴  
公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。  
なお、会場への入室は、午後 1 時30分から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の60名になり次第終了する。
- 12 公聴会の中止  
公述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あらかじめ問合せ先へ確認すること。
- 13 問合せ先  
新潟市中央区新光町 4 番地 1 (〒950-8570)  
新潟県土木部都市局都市政策課  
電話 025-280-5429

---

#### 公聴会の開催について (公告)

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第16条第 1 項の規定により、魚沼圏域広域都市計画マスタープランの素案について、次のとおり公聴会を開催する。

平成28年 8 月30日

新 潟 県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 公聴会の日時  
平成28年10月 5 日 (水) 午後 7 時から
- 2 公聴会の開催場所  
南魚沼市坂戸399番地 1
-

南魚沼市ふれ愛支援センター多目的ホール

### 3 事案の概要

広域都市計画マスタープランは、県内を7つの圏域に分けた広域圏が対象の「圏域計画」と、広域圏に含まれる各都市計画区域が対象の「都市計画区域マスタープラン」で構成する、広域的な都市づくりの方針を示すもの。魚沼圏域には、十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町及び津南町が含まれる。

### 4 素案の縦覧

新潟県魚沼地域振興局地域整備部計画調整課、新潟県南魚沼地域振興局地域整備部計画調整課、新潟県十日町地域振興局地域整備部計画調整課、十日町市建設部都市計画課、魚沼市土木課、南魚沼市建設部都市計画課、湯沢町地域整備部建設課及び津南町建設課において、9月15日(木)まで縦覧に供する。

### 5 公聴会に出席して意見を述べることができる者

十日町市、魚沼市、南魚沼市、湯沢町及び津南町の住民並びに利害関係者

### 6 公述申出の方法

素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事宛の書面を公述申出先へ提出することにより申出を行う。

### 7 公述申出期限

平成28年9月15日(木)(必着のこと。)

### 8 公述申出先

- (1) 魚沼市大塚新田91-4 (〒946-0004)  
新潟県魚沼地域振興局地域整備部計画調整課  
電話 025-792-4211
- (2) 南魚沼市六日町960 (〒949-6680)  
新潟県南魚沼地域振興局地域整備部計画調整課  
電話 025-772-3975
- (3) 十日町市妻有町西2丁目1番地 (〒948-0037)  
新潟県十日町地域振興局地域整備部計画調整課  
電話 025-757-5408
- (4) 十日町市千歳町3丁目3番地 (〒948-8501)  
十日町市建設部都市計画課  
電話 025-757-9937
- (5) 魚沼市今泉1488番地1 (〒946-8555)  
魚沼市土木課  
電話 025-799-3134
- (6) 南魚沼市六日町180番地1 (〒949-6696)  
南魚沼市建設部都市計画課  
電話 025-773-6662
- (7) 湯沢町大字神立300番地 (〒949-6192)  
湯沢町地域整備部建設課  
電話 025-784-4852
- (8) 津南町大字下船渡戊585 (〒949-8292)  
津南町建設課  
電話 025-765-3116

### 9 公述人の決定

公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。

### 10 費用負担

公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。

### 11 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。

なお、会場への入室は、午後6時30分から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の40名になり次第終了する。

### 12 公聴会の中止

公述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あらかじめ問合せ先へ確認すること。

## 13 問合せ先

新潟市中央区新光町4番地1 (〒950-8570)  
新潟県土木部都市局都市政策課  
電話 025-280-5429

---

**公聴会の開催について (公告)**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定により、上越圏域広域都市計画マスタープランの素案について、次のとおり公聴会を開催する。

平成28年8月30日

新潟県

代表者 新潟県知事 泉田 裕彦

## 1 公聴会の日時

平成28年10月1日(土)午後2時から

## 2 公聴会の開催場所

上越市新光町1丁目9番10号

上越文化会館中ホール

## 3 事案の概要

広域都市計画マスタープランは、県内を7つの圏域に分けた広域圏が対象の「圏域計画」と、広域圏に含まれる各都市計画区域が対象の「都市計画区域マスタープラン」で構成する、広域的な都市づくりの方針を示すもの。上越圏域には、上越市、糸魚川市及び妙高市が含まれる。

## 4 素案の縦覧

新潟県上越地域振興局地域整備部計画調整課、新潟県糸魚川地域振興局地域整備部計画調整課、上越市都市整備部都市整備課、糸魚川市産業部建設課及び妙高市建設課において、9月12日(月)まで縦覧に供する。

## 5 公聴会に出席して意見を述べることができる者

上越市、糸魚川市及び妙高市の住民並びに利害関係者

## 6 公述申出の方法

素案について意見のある者は、公述申出期限までに、意見の要旨及びその理由並びに氏名、住所及び電話番号を記載した知事宛の書面を公述申出先へ提出することにより申出を行う。

## 7 公述申出期限

平成28年9月12日(月)(必着のこと。)

## 8 公述申出先

(1) 上越市本城町5-6 (〒943-8551)

新潟県上越地域振興局地域整備部計画調整課

電話 025-526-9516

(2) 糸魚川市南押上1-15-1 (〒941-0052)

新潟県糸魚川地域振興局地域整備部計画調整課

電話 025-553-1969

(3) 上越市木田1-1-3 (〒943-8601)

上越市都市整備部都市整備課

電話 025-526-5111

(4) 糸魚川市一の宮1-2-5 (〒941-8501)

糸魚川市産業部建設課

電話 025-552-1511

(5) 妙高市栄町5-1 (〒944-8686)

妙高市建設課

電話 0255-74-0025

## 9 公述人の決定

公述人を決定したときは、当該公述人にその旨を通知する。

## 10 費用負担

公述人の陳述に要する費用は、すべて公述人の負担とする。

#### 11 公聴会の傍聴

公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会の開催予定時刻までに、係員の指示に従って公聴会の会場に入室すること。

なお、会場への入室は、午後1時30分から先着順で行い、公聴会の開催予定時刻前であっても、定員の40名になり次第終了する。

#### 12 公聴会の中止

公述の申出がない場合は、公聴会を開催しない。公聴会の傍聴を希望する者は、開催の有無について、あらかじめ問合せ先へ確認すること。

#### 13 問合せ先

新潟市中央区新光町4番地1 (〒950-8570)

新潟県土木部都市局都市政策課

電話 025-280-5429

---

#### 一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、液体クロマトグラフ・ハイブリッド型質量分析装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものである。

平成28年8月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 購入等件名及び数量

液体クロマトグラフ・ハイブリッド型質量分析装置 一式

##### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

##### (3) 納入期限

平成29年1月10日(火)

##### (4) 納入場所

入札説明書による。

##### (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載されている者であること。

(4) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。

#### 3 入札書の提出場所等

##### (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課物品契約係

電話番号 025-280-5490

Eメール ngt190030@pref.niigata.lg.jp

##### (2) 入札説明書の交付等

入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。

##### (3) 入札書の提出方法

この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した者にあつては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限

平成28年10月11日(火) 午後5時

(5) 開札の日時及び場所

平成28年10月12日(水) 午後1時30分

新潟県庁出納局会計検査課入札室

4 その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。)第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望するものは、新潟県物品入札参加資格審査申請書を平成28年9月15日(木)午後5時までに、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

(5) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を平成28年10月3日(月)午後5時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記3(1)の場所に提出しなければならない。

また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者(新潟県)へ通報報告を行うこと。

(9) 落札者の決定方法

規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(10) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続(平成11年6月新潟県告示第1221号)に基づく苦情申立があつたときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(11) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

Liquid chromatograph-hybrid mass spectrometer [1] unit

(2) Deadline for bid participant applications:

5:00 P.M. October 3, 2016

(3) Date of bid opening:

1:30 P.M. October 12, 2016

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Audit Division

Bureau of the Treasury

Niigata Prefectural Government

4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture  
 950-8570  
 JAPAN  
 TEL: 025-280-5490  
 E-mail: ngt190030@pref.niigata.lg.jp

**特定調達契約の落札者等について（公告）**

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成28年 8 月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 調達件名及び数量  
 運転免許センター庁舎清掃業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 新潟県警察本部警務部会計課  
 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方法  
 購入等
- 4 契約方式  
 一般競争入札
- 5 落札決定日  
 平成28年 7 月26日
- 6 落札者の氏名及び住所  
 株式会社YARUSHIKA  
 新潟県新潟市中央区下所島2丁目8番14号
- 7 落札価格  
 21,857,040円
- 8 入札公告日  
 平成28年 6 月10日
- 9 落札方式  
 最低価格

**病院局告示**

◎新潟県病院局告示第6号

新潟県の設置する病院の診療科目の指定（昭和46年7月新潟県病院局告示第6号）の一部を次のように改正し、平成28年9月1日から実施する。

平成28年 8 月30日

新潟県病院事業管理者 若 月 道 秀

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">病院名</th> <th>診療科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新潟県立がんセンター新潟病院</td> <td>内科、神経内科、<u>緩和ケア内科</u>、小児科、外科、消化器外科、乳腺外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、形成</td> </tr> </tbody> </table>	病院名	診療科目	(略)		新潟県立がんセンター新潟病院	内科、神経内科、 <u>緩和ケア内科</u> 、小児科、外科、消化器外科、乳腺外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、形成	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">病院名</th> <th>診療科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新潟県立がんセンター新潟病院</td> <td>内科、神経内科、小児科、外科、消化器外科、乳腺外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、形成外科、皮膚科、</td> </tr> </tbody> </table>	病院名	診療科目	(略)		新潟県立がんセンター新潟病院	内科、神経内科、小児科、外科、消化器外科、乳腺外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、形成外科、皮膚科、
病院名	診療科目												
(略)													
新潟県立がんセンター新潟病院	内科、神経内科、 <u>緩和ケア内科</u> 、小児科、外科、消化器外科、乳腺外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、形成												
病院名	診療科目												
(略)													
新潟県立がんセンター新潟病院	内科、神経内科、小児科、外科、消化器外科、乳腺外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、形成外科、皮膚科、												



	外科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、頭頸部外科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、精神科、歯科口腔外科、麻酔科、病理診断科		泌尿器科、婦人科、眼科、頭頸部外科、リハビリテーション科、放射線診断科、放射線治療科、精神科、歯科口腔外科、麻酔科、病理診断科
(略)		(略)	

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、白衣及び看護衣等について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成28年8月30日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量  
 白衣及び看護衣等 一式
- (2) 調達案件の仕様等  
 入札説明書による。
- (3) 納入期限  
 平成29年2月22日（水）
- (4) 納入場所  
 新潟県立病院 11病院
- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「雑類」に登録されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
 郵便番号 950-8570  
 新潟県新潟市中央区新光町4番地1  
 新潟県病院局総務課財務係  
 電話番号 025-280-5555
- (2) 入札説明書の交付方法  
 本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 出荷引受書の提出期限  
 平成28年9月12日（月）午後4時

## 4 入札、開札の日時及び場所

平成28年 9 月16日(金) 午後 1 時30分  
新潟県庁行政庁舎16階入札室

## 5 その他

## (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

免除する。

## (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

## (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県病院局の交付する入札説明書に基づき出荷引受書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

## (6) 契約書作成の要否

要

## (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

## (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

---

**一般競争入札の実施について(公告)**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、看護靴について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成28年 8 月30日

新潟県病院事業管理者 若月 道秀

## 1 入札に付する事項

## (1) 購入等件名及び数量

看護靴 一式

## (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

## (3) 納入期限

平成29年 2 月22日(水)

## (4) 納入場所

新潟県立病院 13病院

## (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「雑類」に登録されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

### 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県病院局総務課財務係

電話番号 025-280-5555

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限

平成28年9月12日(月)午後4時

### 4 入札、開札の日時及び場所

平成28年9月16日(金)午後2時30分

新潟県庁行政庁舎16階入札室

### 5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県病院局の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

## 教育委員会公告

総合評価一般競争入札の実施について（公告）

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条の規定に基づき特定事業として選定した新潟県立武道館（仮称）整備及び運営事業について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定により、次のとおり総合評価一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

平成28年 8 月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

## 1 入札に付する事項

### (1) 事業名

新潟県立武道館（仮称）整備及び運営事業

### (2) 業務実施場所

新潟県上越市戸野目古新田375（上越総合運動公園内）

### (3) 事業概要

武道館（武道場、観客席、附属室等）の設計・建設業務とその維持管理、運営業務など

### (4) 事業期間

契約締結の日から平成46年3月31日まで

### (5) 入札予定価格

9,543,931,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

## 2 入札に参加する者に必要な資格

### (1) 入札参加者の構成等

#### ア 入札参加者の構成等

#### (イ) 入札参加者の構成

a 入札参加者は、本施設の設計業務に当たる者、建設業務に当たる者、工事監理業務に当たる者、維持管理業務に当たる者及び運営業務に当たる者を含むグループであること。

b 入札参加者のうち、特別目的会社（以下、「SPC」という。）に出資を予定している者を「構成員」とし、SPCに出資を予定していない者で、SPCから直接業務を受託又は請け負うことを予定している者を「協力企業」とする。

#### (ロ) 構成員・協力企業・代表企業の選定

入札参加者は、資格審査申請時に構成員又は協力企業のいずれの立場であるかを明らかにすること。

また、構成員の中から代表企業を定め、代表企業が必ず資格審査の申請及び入札手続きを行うこと。

#### (ハ) 複数業務の禁止

同一者が複数の業務に当たることを妨げないが、建設業務と工事監理業務を同一の者、又は資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねてはならない。

※「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合をいう。以下同じ。

#### (ニ) 複数提案の禁止

入札参加者の構成員、協力企業及びこれらの企業と資本面もしくは人事面において関係のある者は、他の入札参加者の構成員及び協力企業になることはできない。

### (2) 入札参加者の参加資格要件

入札参加者の構成員及び協力企業は、次の入札参加資格要件を満たすこと。

#### ア 入札参加者の参加資格要件（共通）

(イ) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限に該当しない者であること。

(ロ) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされていない者であること。

(ハ) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者であること。

(ニ) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立がなされていない者であること。

(ホ) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく会社の特別清算の申し立てがなされていない者であること。

(ヘ) 経営状況が健全であること。なお、ここでいう経営状況が健全であることとは、手形交換所における取引停止処分を受けていない者、主要な取引先から取引停止を受けていない者、及び経営状態が著しく

不健全でない者をいう。

(キ) 法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(ク) 新潟県の指名停止措置を受けていない者であること。

(ケ) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(コ) 県が本事業について、アドバイザー業務を委託している以下の者並びに同社の子会社もしくは親会社である者でないこと。

a みずほ総合研究所株式会社

b みずほ総合研究所株式会社が本アドバイザー業務の一部を委託している株式会社安井建築設計事務所及び西村あさひ法律事務所

(サ) 「新潟県立武道館（仮称）整備及び運営事業 事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）の委員が属する企業又はその企業と資本面又は人事面において関連のある者が参加していないこと。

#### イ 入札参加者の参加資格要件（業務別）

設計業務に当たる者、建設業務に当たる者、工事監理業務に当たる者、維持管理業務に当たる者及び運営業務に当たる者は、上記アの要件の他にそれぞれ次の資格要件を満たすこと。

##### (ア) 設計業務に当たる者

設計業務に当たる者は構成員又は協力企業とし、a～dの要件を満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、少なくとも1者はa～dの要件を満たし、他の者はa及びbの要件を満たすこと。

a 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

b 県の平成28年・29年度の入札参加資格者名簿において、建設設計の業種に関して建設コンサルタント等業務入札参加資格者として登録されている者であること。

c 平成18年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に完了した設計業務で、延床面積5,000㎡以上かつ主たる体育室の競技床面積1,000㎡以上の体育館等の類似施設の実施設設計実績（元請に限る。）を有していること。

d 積雪寒冷地における延床面積2,000㎡以上の公共施設の実施設設計実績（元請に限る。）を有していること。

※積雪寒冷地とは、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」による積雪地域若しくは寒冷地域、又は「豪雪地帯対策特別措置法」による豪雪地帯をいう。以下同じ。

##### (イ) 建設業務に当たる者

建設業務に当たる者は構成員又は協力企業とし、a～fの要件を満たすこと。ただし、本業務を複数の者で行う場合は、業務を統括する企業は必ず構成員でa～fの要件を満たし、他の者はa及びbの要件を満たすこと。

a 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定に基づく建築工事業に係る特定建設業の許可を有していること。

b 県の平成28年・29年度入札参加資格者名簿において、建築一式工事に関して登録されており、格付けがA級であること。

c 県の平成28年・29年度入札参加資格者名簿において、建設業法第27条の23の規定に基づく直前の経営事項審査（建築）に係る客観的点数が1,200点以上の者であること。

d 平成18年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に完成した新築工事で、延床面積5,000㎡以上かつ主たる体育室の競技床面積1,000㎡以上の体育館等の類似施設の施工実績（元請に限る。）を有していること。共同企業体の構成員としての実績は、代表としてその共同企業体中最大の出資比率の場合のものに限る。

e 積雪寒冷地における延床面積2,000㎡以上の公共施設の施工実績（元請に限る。）を有していること。また、共同企業体の構成員としての実績は、代表としてその共同企業体中最大の出資比率の場合のものに限る。

f 本件工事に係る建設業法第26第2項に規定する監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。なお、恒常的な雇用関係とは入札を行った日において雇用期間が3ヶ月以上経過していることをいう。）を専任で配置することができること。また、配置技術者の変更は原則として認めない。

##### (ロ) 工事監理業務に当たる者

工事監理業務に当たる者は構成員又は協力企業とすること。具体的な要件は、上記(ア)の設計業務に当たる者と同じとする。

## (エ) 維持管理業務に当たる者

維持管理業務に当たる者は構成員又は協力企業とし、a及びbの要件を満たすこと。

- a 県の平成26年・27年・28年度入札参加資格者名簿において、庁舎等管理業務入札参加資格者として登録されている者であること。
- b 平成18年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に体育館等に関する1年以上の維持管理実績を有していること。なお、維持管理業務に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。

## (オ) 運営業務に当たる者

運営業務に当たる者は構成員又は協力企業とし、aの要件を満たすこと。

- a 平成18年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に体育館等に関する1年以上の運営実績を有していること。なお、運営業務に当たる者が複数の場合は、そのうちの1者が満たせばよいものとする。

## 3 入札手続等

## (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等

新潟県教育庁保健体育課スポーツ振興室スポーツ施設係

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

電話：025-280-5935

FAX：025-284-9396

Email：ngt500070@pref.niigata.lg.jp

## (2) 入札公告（入札説明書等の公表）

平成28年8月30日（火）から同年12月5日（月）までの間において新潟県ホームページからダウンロードすることができる。

URL：<http://www.pref.niigata.lg.jp/hokentaiiku/1356801816948.html>

## (3) 参加表明書（資格確認申請書を含む）の受付

入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査に関する提出書類を次のとおり提出し、県の確認を受けなければならない。

## ア 提出方法

持参又は郵送（配達記録が残る方法に限るものとし、提出期間内に必着すること。）によるものとする。

## イ 提出期間

平成28年10月3日（月）から平成28年10月7日（金） 午後5時まで

## ウ 提出場所

新潟県教育庁保健体育課スポーツ振興室スポーツ施設係

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

電話：025-280-5935

FAX：025-284-9396

Email：ngt500070@pref.niigata.lg.jp

## (4) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の確認結果は、入札参加資格審査の確認申請を行った入札参加希望者の代表企業に対して、平成28年10月17日（月）までに書面により通知する。

## (5) 入札提出書類（提案書）の受付

入札参加資格の確認を受けた入札参加者は、入札提案書類を次のとおり提出すること。

## ア 提出方法

持参によるものとする。

## イ 提出日時

平成28年12月5日（月）午前9時から11時まで

## ウ 提出場所

新潟県教育庁保健体育課スポーツ振興室スポーツ施設係

〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1

電話：025-280-5935

FAX：025-284-9396

Email：ngt500070@pref.niigata.lg.jp

## エ 開札日時

平成28年12月5日(月)午後2時

なお、当該開札においては予定価格を超えていないことを確認し、入札価格の公表は行わないものとする。

## オ 開札場所

新潟県庁西回廊16階入札室

## カ 入札参加に伴う費用負担

入札参加に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

## キ ヒアリング

提案書類審査に当たって、提案内容の確認のために必要と判断した場合、入札参加者に対するヒアリングを実施する。実施する場合の実施時期は平成29年1月上旬頃を予定している。日時、場所、ヒアリング内容等は、事前に代表企業に通知する。

## 4 入札の無効

入札参加資格がない者及び虚偽の申請を行った者の行った入札並びに入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、県により入札参加資格の確認を受けた者であっても、確認の後、入札参加資格を失った場合は、入札を無効とする。

## 5 審査

最優秀提案の選定に当たり、県は、選定委員会を設置する。選定委員会は、加点審査点及び価格審査点の合計点を総合評価点とし、総合評価点の最も高い提案を最優秀提案として選定する。総合評価点の最も高い提案が2以上ある場合は、加点審査点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。加点審査点が同点の場合、「イ施設整備に関する事項」の点数が高い提案を最優秀提案として選定する。上記を考慮してもなお、総合評価点が同点扱いとなる提案が2以上ある場合には、当該入札参加者によるくじ引きにより最優秀提案を決定する。

## (1) 加点審査の評価項目及び配点

予定価格の制限の範囲内をもって有効な入札を行った者の提案内容について(ア)から(ハ)までの評価項目ごとの評価基準に従い点数を付与し、その合計値を加点審査点(最大600点)とする。付与する点数は、評価に応じ、評価項目ごとの配点にA評価1.00、B評価0.75、C評価0.50、D評価0.25又はE評価0.00を乗じて得た値とする。

## ア 事業実施に関する事項

- (ア) 事業の取組方針及び事業の実施体制 配点40点
- (イ) 資金計画及び収支計画 配点20点
- (ウ) リスクへの対応 配点10点

## イ 施設整備に関する事項

- (エ) 施設整備業務に係る取組方針等 配点40点
- (オ) 全体計画 配点40点
- (カ) 施設デザイン 配点40点
- (キ) 諸室計画 配点40点
- (ク) 全国レベルの国内協議会等の開催を意識した設計 配点50点
- (ケ) 防災性・安全性 配点30点
- (コ) 環境性、経済・保全性 配点30点
- (サ) ユニバーサルデザイン 配点10点
- (シ) 備品整備計画 配点20点

## ウ 維持管理に関する事項

- (ス) 維持管理業務の取組方針及び体制 配点10点
- (セ) 維持管理業務 配点30点
- (ソ) 修繕・更新業務 配点20点

## エ 運営に関する事項

- (タ) 運営業務の取組方針及び体制 配点10点
- (チ) 開業準備業務 配点10点
- (ツ) 総合管理・運営 配点15点
- (テ) 利用受付業務 配点5点
- (ト) 運営時間・日数、スケジュール 配点10点
- (ト) 武道教室開催業務 配点20点

(ニ) 広報・情報発信業務 配点10点

(ヌ) 自由提案事業 配点20点

オ 地域経済への配慮に関する事項

(ネ) 県内企業・地元人材の活用 配点30点

(ノ) 県産材の活用、地域経済への配慮 配点30点

カ その他に関する事項

(ハ) その他特筆すべき提案、魅力ある提案 配点10点

(2) 価格審査の点数化方法

入札金額を次の方法で得点化する。価格審査点の計算に当たっては、少数点第3位以下を四捨五入する。

価格審査点＝価格審査の配点（400点）×最も低い入札参加者の入札金額÷入札参加者の入札金額

6 落札者の決定

県は、選定委員会の選定結果をもとに落札者を決定する。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除する。

ただし、選定事業者は、建設工事の履行を確保するため、初期投資費用に相当する金額（サービス対価Aのうち割賦元金（施設整備業務費）の100分の10以上について、県又は選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、事業契約締結後、速やかに当該履行保証保険契約に係る保険証券を県に提出すること。なお、選定事業者を被保険者とする履行保証保険契約が建設に当たる者により締結される場合は、選定事業者の負担によりその保険金請求権に、事業契約に定める違約金支払債務を被担保債務とする質権を県のために設定するものとする。なお、履行保証保険の有効期間は、設計・建設期間とする。

8 契約の締結

(1) 基本協定の締結

県と落札者は、入札説明書等及び入札提案書類に基づき基本協定を締結する。この基本協定の締結により、落札者を選定事業者とする。

(2) 仮契約の締結

県は、基本協定に基づいて選定事業者が設立したS P Cと本事業についての仮契約を締結する。

(3) 事業契約に係る議会の議決（本契約の締結）

仮契約は、県議会の議決を経て本契約となる。

(4) 費用の負担

契約書の作成に係る落札者又は選定事業者側の弁護士費用、印紙代等、契約書の作成に要する費用は、落札者又は選定事業者の負担とする。

9 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、契約当事者に関する記載部分を除き、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この公告に定めるもののほか、本件の入札及び契約の内容に関しては、新潟県財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

(3) その他詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Project name: Niigata Martial Arts Hall (name provisional) PFI (BT0) Project

(2) Deadline for documents declaring intent to participate in bidding:

From October 3 (Mon.), 2016 to 5 : 00 p.m. October 7 (Fri), 2016

(3) Deadline for bidding documents and proposal documents:

From 9 : 00 a.m. to 11 : 00 a.m. December 5 (Mon), 2016

(4) Bidding explanation and further information are available at:

Sports Promotion Office

Health and Physical Education Division

Bureau of Education

Niigata Prefectural Government



4-1 Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture  
 950-8570  
 TEL: 025-280-5935(direct line)  
 FAX: 025-284-9396  
 Email: ngt500070@pref.niigata.lg.jp

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第10号

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年8月30日

新潟県公安委員会

委員長 阿部 隆

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則

新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後			改正前		
<b>別表第1（第39条関係）</b>			<b>別表第1（第39条関係）</b>		
課名	名称	分掌事務	課名	名称	分掌事務
(略)			(略)		
交通規制課	(略)	(略)	交通規制課	(略)	(略)
警備第二課	総合警備対策室	第36条に掲げる事務のうち大規模警備実施に伴う警備諸対策に関する事務			
(略)			(略)		
<b>別表第3（第48条関係）</b>			<b>別表第3（第48条関係）</b>		
課名	職名	職務	課名	職名	職務
(略)			(略)		
警備第二課	(略)	第36条に掲げる事務	警備第二課	(略)	第36条に掲げる事務
	警備対策管理官	（災害対策管理官及び総合警備対策室長の分掌に属する事務を除く。）及び新潟県管区機動隊に関する事務		警備対策管理官	（災害対策管理官の分掌に属する事務を除く。）及び新潟県管区機動隊に関する事務
	総合警備対策室長	総合警備対策室に関する事務			
(略)			(略)		

附則

この規則は、平成28年9月1日から施行する。